

過疎地域自立促進特別措置法（延長後）と過去の過疎3法の概要

法律名	過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年 4月24日法律第31号)	過疎地域振興特別措置法 (昭和55年 3月31日法律第19号)	過疎地域活性化特別措置法 (平成 2年 3月31日法律第15号)	過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年 3月31日法律第15号)				
制定経緯	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)	議員立法(全会一致)				
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成32年度(※法制定当初の期限(～平成21年度)から11年間延長)				
目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口の過度の減少防止 ○ 地域社会の基盤を強化 ○ 住民福祉の向上 ○ 地域格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過疎地域の振興 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過疎地域の活性化 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過疎地域の自立促進 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正 ○ 美しく風格ある国土の形成 				
法制定(改正)時の 過疎地域の要件	人口要件	人口要件	人口要件(以下のいずれか)	人口要件(以下のいずれか)	人口要件(以下のいずれか)		人口要件(以下のいずれか)	
	昭和35年～昭和40年(5年間) 人口減少率 10%以上	昭和35年～昭和50年(15年間) 人口減少率 20%以上	①昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 25%以上 ②昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 20%以上 かつ 昭和60年の高齢者(65歳以上) 比率 16%以上 ③昭和35年～昭和60年(25年間) 人口減少率 20%以上 かつ 昭和60年若年者(15歳以上30歳 未満)比率 16%以下	<H12.4.1～> ①昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 30%以上 ②昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 25%以上 かつ 平成7年高齢者比率 24%以上 ③昭和35年～平成7年(35年間) 人口減少率 25%以上 かつ 平成7年若年者比率 15%以下 ④昭和45年～平成7年(25年間) 人口減少率 19%以上 (①～③は、 昭和45年から25年間で人口が 10%以上増加している団体は除く。)	<H22.4.1～>(※新たに追加) ①昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 33%以上 ②昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成17年高齢者比率 29%以上 ③昭和35年～平成17年(45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成17年若年者比率 14%以下 ④昭和55年～平成17年(25年間) 人口減少率 17%以上 (①～③は、 昭和55年から25年間で人口が 10%以上増加している団体は除く。)	<H26.4.1～>(※新たに追加) ①昭和40年～平成22年(45年間) 人口減少率 33%以上 ②昭和40年～平成22年(45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成22年高齢者比率 32%以上 ③昭和40年～平成22年(45年間) 人口減少率 28%以上 かつ 平成22年若年者比率 12%以下 ④昭和60年～平成22年(25年間) 人口減少率 19%以上 (①～③は、 昭和60年から25年間で人口が 10%以上増加している団体は除く。)	<H29.4.1～>(※新たに追加) ①昭和45年～平成27年(45年間) 人口減少率 32%以上 ②昭和45年～平成27年(45年間) 人口減少率 27%以上 かつ 平成27年高齢者比率 36%以上 ③昭和45年～平成27年(45年間) 人口減少率 27%以上 かつ 平成27年若年者比率 11%以下 ④平成2年～平成27年(25年間) 人口減少率 21%以上 (①～③は、 平成2年から25年間で人口が 10%以上増加している団体は除く。)	
人口要件 かつ 財政力要件	財政力要件 ●S41-S43 財政力指数 0.4未満	財政力要件 ●S51-S53 財政力指数 0.37以下 ●公営競技収益 10億円以下	財政力要件 ●S61-S63 財政力指数 0.44以下 ●公営競技収益 10億円以下	財政力要件 ●H8-H10 財政力指数 0.42以下 ●公営競技収益 13億円以下	財政力要件 ●H18-H20 財政力指数 0.56以下 ●公営競技収益 20億円以下	財政力要件 ●H22-H24 財政力指数 0.49以下 ●公営競技収益 40億円以下	財政力要件 ●H25-H27 財政力指数 0.5以下 ●公営競技収益 40億円以下	
公示 市町村数 (過疎市町村 /全市町村)	当初(S45.5.1) 776/3, 280 最終 1, 093/3, 255	当初(S55.4.1) 1, 119/3, 255 最終 1, 157/3, 245	当初(H2.4.1) 1, 143/3, 245 最終 1, 230/3, 229	当初(H12.4.1) 1, 171/3, 229 追加(H14.4.1) 1, 210/3, 218 法延長前(H22.3.31) 718/1, 727	法延長当初(H22.4.1) 776/1, 727 (H25.4.1現在) 775/1, 719	法改正当初(H26.4.1) 797/1, 719	法改正当初(H29.4.1) 817/1, 718	